

# 決算前に確認！ 税負担に影響する「損金」の基本

## Index

---

- 1 損金とは
  - 2 費用と損金に違いがある理由
  - 3 損金の分類
  - 4 売上原価
  - 5 販売費及び一般管理費その他の費用
  - 6 損失
-

## 1 損金とは

決算が近づいてくると、会社の業績と同時に、税金の負担額が気になるものです。法人税は、所得（税務上の利益）に対して課される税金であるため、所得が多いほど、その負担も大きくなります。所得は次のように計算されます。

(図表1) 【所得の計算】

$$\boxed{\text{所得}} = \boxed{\text{益金}} - \boxed{\text{損金}}$$

(出所：日本情報マート作成)

所得は、益金（税務上の収益）から損金（税務上の費用）を差し引いた金額になります。そのため、損金が増えれば所得は少なくなり、その分税金の負担が小さくなります。

しかし、経営者が損金に含まれると思っているもの全てが、損金に算入できるとは限りません。

税負担を考える際に必要な損金の基礎知識として、費用と損金の違いや、損金の分類別の基本的な計上ルールを紹介します。

## 2 費用と損金に違いがある理由

損金は、税務上の「費用」と訳されます。ただし、財務と税務では、計算の目的や基準となる法令が異なることから、財務上費用として計上されていても、損金に算入できない（所得計算で差し引くことができない）項目、また、算入できる時期や金額が異なるものがあります。

財務上の計算は株主や金融機関、取引先に対して、正しい期間損益を算定することを目的としています。そのため、その期間に発生した費用は全て計算に含めなければなりません。

一方、税務上の計算は国や地方公共団体に対して、一事業年度の法人税等の納税額を計算することを目的としています。税法は、課税の公平（納税者自身の負担能力に応じて税負担を分かち合うこと）や政策上の配慮の観点から定められています。そのため、財務上その期間に発生したと認められる費用でも、見積計算などで算出されたものは、損金に算入することができないこともあります。

## 3 損金の分類

損金は次の3つに分類され、税法上で別段の定めがあるもの以外は、財務上の費用の計上基準である「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」によります（財務上の費用と同じ取り扱い）。

# サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している  
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。  
サクセスネットサイトにログインした後、全文を  
閲覧することができます。